

前回検討会以降の対応状況

1. 検討会報告案等の検討会委員及び作業部会委員への送付

11月4日、(財)日本作業環境測定協会より報告書案等を送付し、併せて11月中旬に大防法政省令の改正に係る部分(報告書案の4~6)についてパブリックコメントを行うことを報告するとともに、当該部分についての意見を11月9日までに提出いただきたいこと、その他の部分についても11月15日までに意見を提出していただきたいことをお願いした。

2. パブリックコメント

1の において政省令の改正に直接関係する意見がなかったことから、予定どおり11月11日からパブリックコメントを開始した(12月8日まで)。

<http://www.env.go.jp/info/iken.html>

3. 作業部会

11月18日に作業部会を開催し、1の 、 を踏まえた修正報告書案及び参考資料の検討を行った。

(参考)

パブリックコメントの11月21日現在の状況について

1. 寄せられた意見数 3件(1件に複数の意見あり)

2. 意見概要

規模要件について、何かの条件で飛散要件が無いと証明できる場合は14日前届出は不要ではないか。

ビルの解体等が増加する時期に来るが、行政は全ての保有情報をそのまま開示し、情報取得者自身の判断に任せるべき。

作業基準の中で、排気用のエアフィルタをJIS Z 8812に規定するHEPAフィルタ(0.3µmの粒子を99.97%以上の捕集効率)にあらためるとあるが、0.1µm前後の微粒子が肺に侵入した場合のほうは肺ガンや中皮腫の発病するケースが多いという医療データが出ていることから、JIS Z 4812(0.15µmの粒子を99.97%以上の捕集効率)のままとすべき。

面積要件の撤廃については賛成だが、石綿含有成型板等の飛散防止対策という重要な部分が抜け落ちている。今後さらに必要な検討を行うなどあるが問題の先送りに過ぎない。施行令や施行規則の一部改正の際には、石綿含有成型板等の飛散防止対策も盛り込むべき。